資料2

福岡運輸支局の取組について
荷主等への要請について（トラック物流Gメンの取組）

令和8年2月19日

九州運輸局 福岡運輸支局

トラックGメンの設置による荷主・元請事業者への監視体制の強化

国土交通省

- 国土交通省では、**貨物自動車運送事業法に基づく荷主等への「働きかけ」「要請」等による是正措置**を講じてきたが、2024年問題を前に、強力な対応が必要。
- このため、新たに**「トラックGメン」を設置することで荷主等への監視体制を緊急に強化し、荷主対策の実効性を確実なものに**。

⇒ **令和5年7月21日、162名体制※で本省及び地方運輸局等に設置（うち九州18名）**

※緊急増員80名（本省２名、地方運輸局等19名、運輸支局等59名）、既存定員との併任等82名（本省13名、地方運輸局等16名、運輸支局等53名）

トラックGメンの設置による荷主等への監視体制の緊急強化

トラック事業者への**プッシュ型の情報収集**を開始し情報収集力を強化（2023年度～）

トラック法に基づく「働きかけ」「要請」「勧告・公表」制度※の**執行力を強化**（2023年度～）

○ 荷待ち時間の削減などにあたり、倉庫業者の取組みは寄託者である発・着荷主の協力が必須であり、サプライチェーン全体の取引環境を適正化するために**倉庫業者からの意見聴取や情報収集**も必要な状況。
○ また、荷主による買いたたきや価格転嫁交渉に応じない事例など、**荷主と倉庫業者との間の取引適正化が課題**。
○ このような状況を踏まえ、**トラックＧメンの改組及び拡充**を行い、**荷主等に向けた対策の実効性を更に高める**。

令和6年11月1日より

＜トラックGメンの改組＞
・現行のトラックGメンについて、物流全体の適正化を図る観点から、**「トラック・物流Gメン」に改組**し、**倉庫業者からも情報収集**

＜体制の拡充＞　**現行162名**に、
・国交省の**物流担当職員**（本省・各地方運輸局等）から29名**（うち九州２名）⇒九州２０名体制へ**
・各都道府県のトラック協会が新たに設ける**「Gメン調査員」**166名

を追加し、**総勢360名規模**で対応

トラック・物流Gメンの活動について

国土交通省

情報収集・確認

違反原因行為の情報収集・情報確認



目安箱への投稿



悪質な荷主等に関するWeb通報窓口（目安箱）

違反原因行為とは･･･トラック運送事業者が関係法令に違反する原因となるおそれのある行為



「トラック・物流Gメン」

Gメンによる調査

- 事業者訪問
- ドライバーヒアリング
- アンケート（運行管理者講習時等）

など





九州管内での調査実績（R7.9末現在）4,554件
（トラックGメン設置（R5.7.21）以降の累計）

是正指導

違反原因行為をしている疑いある場合

働きかけ

トラック事業者が法令順守できるよう理解を求める

→ 理解を求める文書を発出 → 荷主による自主的な状況確認と改善

トラック・物流Gメンによるフォローアップ（荷主パトロール）



※荷主パトロールは、荷主への啓発活動としても実施

さらに情報を得た場合

違反原因行為をしていることを疑うに足りる相当な理由がある場合

要 請

改善計画の提出、改善状況の報告についても協力を依頼

要請を「受けた」荷主がなお違反原因行為をしていることを疑うに足りる相当な理由があると認められる場合

勧告・公表

改善計画の提出、改善状況の報告についても協力を依頼

→ 要請・勧告文書を発出
→ 必要に応じ関係省庁等と連携してヒアリング
→ 改善計画の策定、改善期間の設定
→ トラックＧメンによる改善状況の確認
→ 改善報告の提出
(違反原因行為の解消)

トラック・物流Gメン　～荷主等による違反原因行為～

国土交通省

違反原因行為とは、トラック運送事業者が関係法令に違反する原因となるおそれのある行為。

長時間の荷待ち



契約にない附帯業務



運賃・料金の不当な据置き



過積載運送の指示・容認



異常気象時の運送依頼



無理な運送依頼

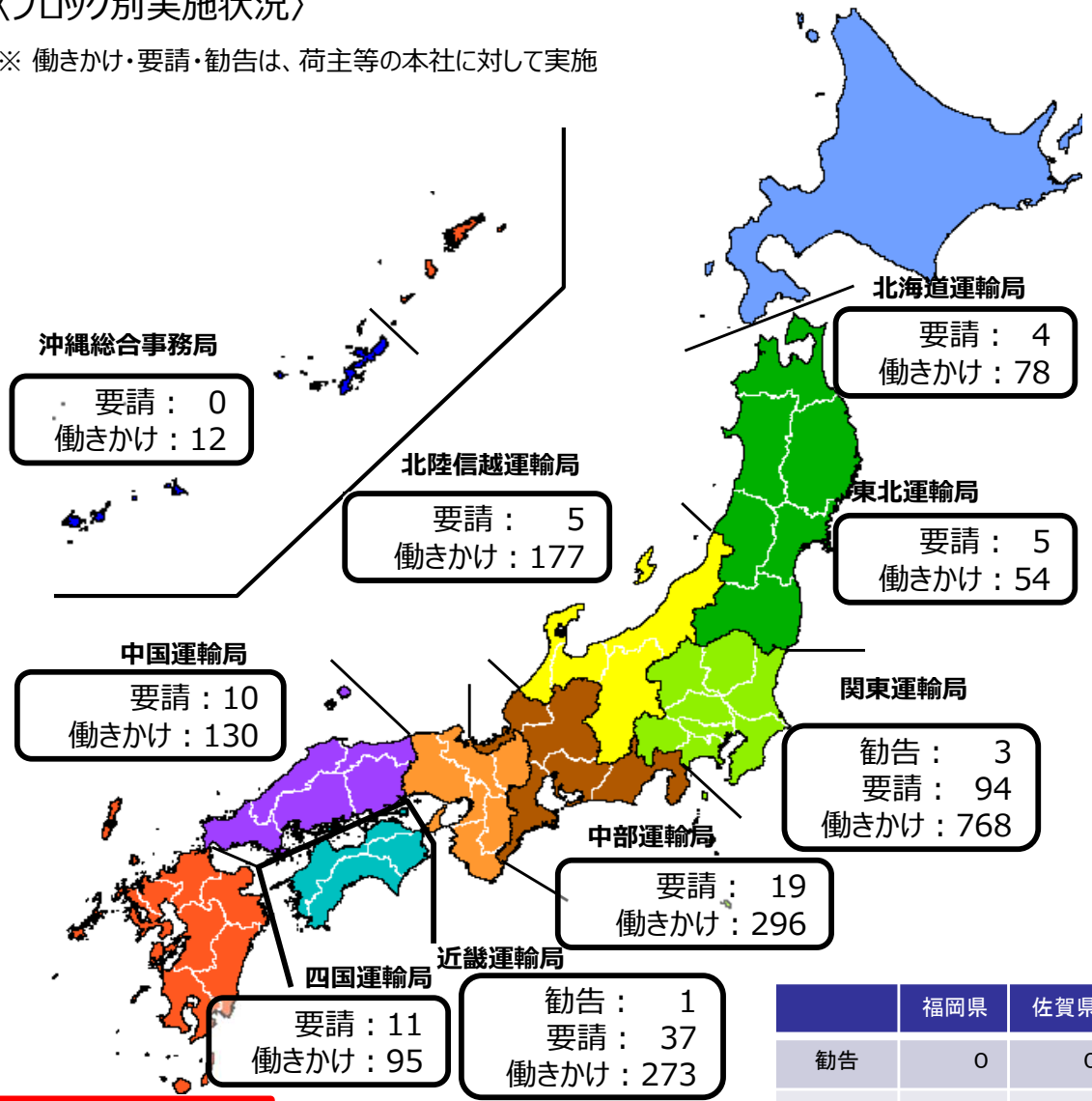


ブロック別働きかけ・要請・勧告実施件数（令和7年11月末時点）

国土交通省

〈ブロック別実施状況〉

※ 働きかけ・要請・勧告は、荷主等の本社に対して実施



北海道運輸局
要請： 4
働きかけ：78

沖縄総合事務局
要請： 0
働きかけ：12

北陸信越運輸局
要請： 5
働きかけ：177

東北運輸局
要請： 5
働きかけ：54

中国運輸局
要請：10
働きかけ：130

関東運輸局
勧告： 3
要請： 94
働きかけ：768

中部運輸局
要請： 19
働きかけ：296

近畿運輸局
勧告： 1
要請： 37
働きかけ：273

四国運輸局
要請：11
働きかけ：95

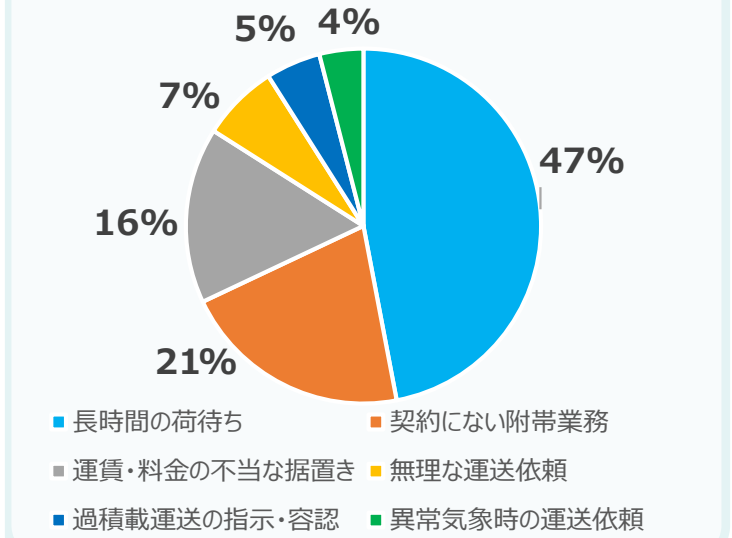
九州運輸局
要請： 8
働きかけ：275

R7年12月
働きかけ15件実施
⇒275＋15＝290件

全国

対応内容	荷主・元請数	内訳
勧告	5	荷主3・元請1・その他1
要請	195	荷主106・元請83・その他6
働きかけ	2,194	荷主1,540・元請554 ・その他100

働きかけ・要請・勧告
実施件数の違反原因行為内訳



R7.12月末

	福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県	他	合計
勧告	0	0	0	0	0	0	0	0	0
要請	6	1	0	1	0	0	0	0	8
働きかけ	114	34	6	32	12	11	38	43	290
合計	120	35	6	33	12	11	38	43	298

働きかけ・要請　実施状況（輸送品目別）

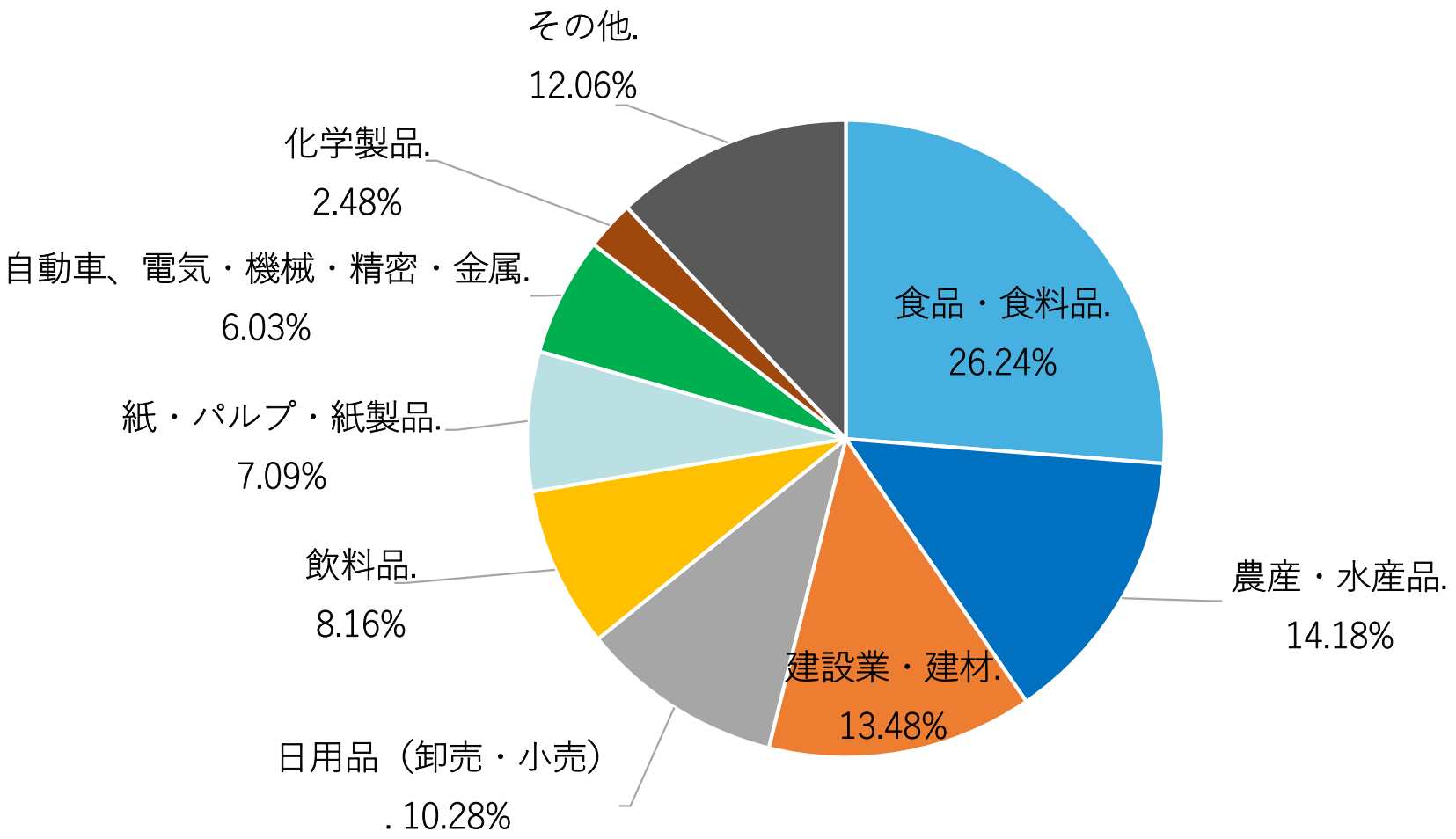
※県別件数は働きかけ等の送付先

国土交通省

R7年12月末

【九州運輸局】298件

輸送品目別内訳比率（九州）



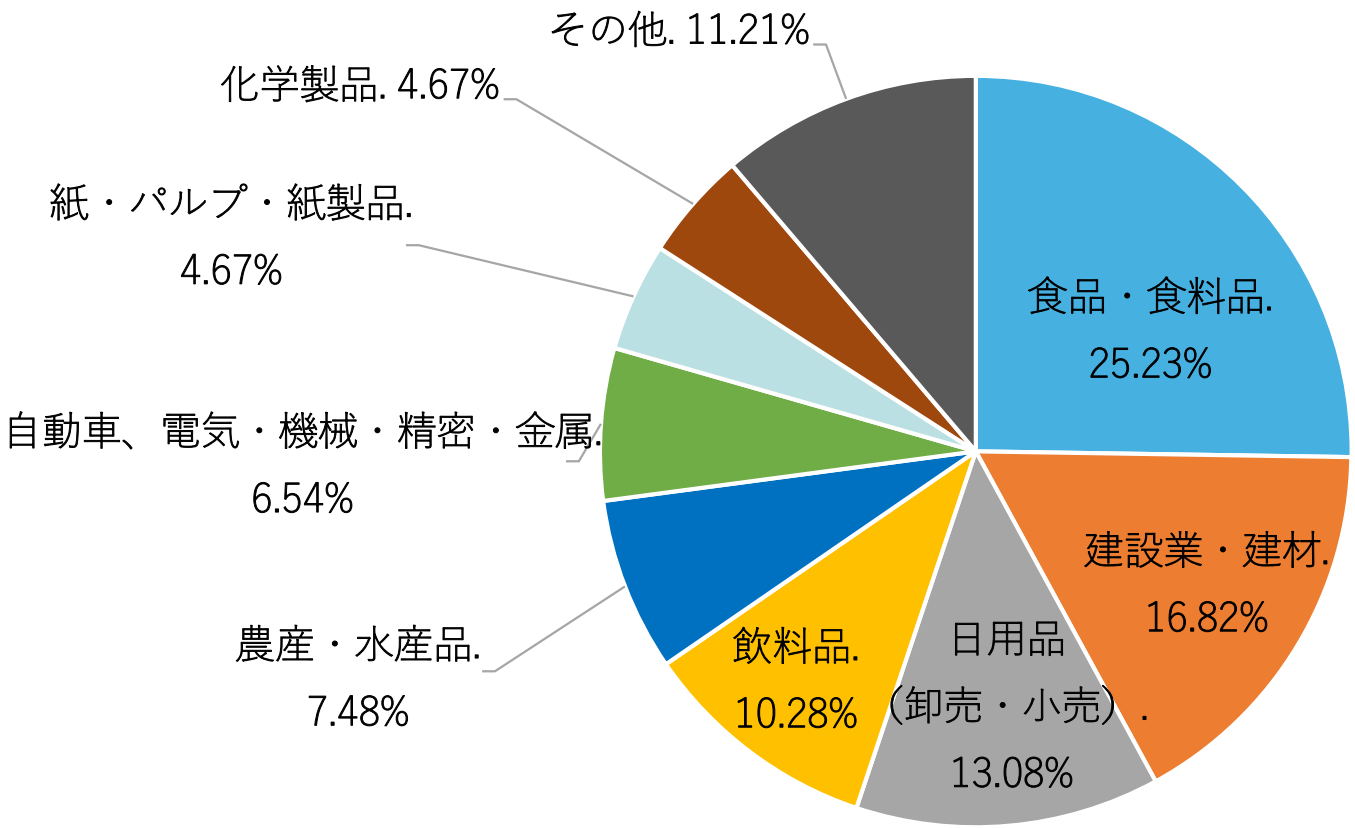
働きかけ・要請　実施状況（輸送品目別）

※県別件数は働きかけ等の送付先

国土交通省

【福岡県】120件

輸送品目別内訳比率（福岡県）

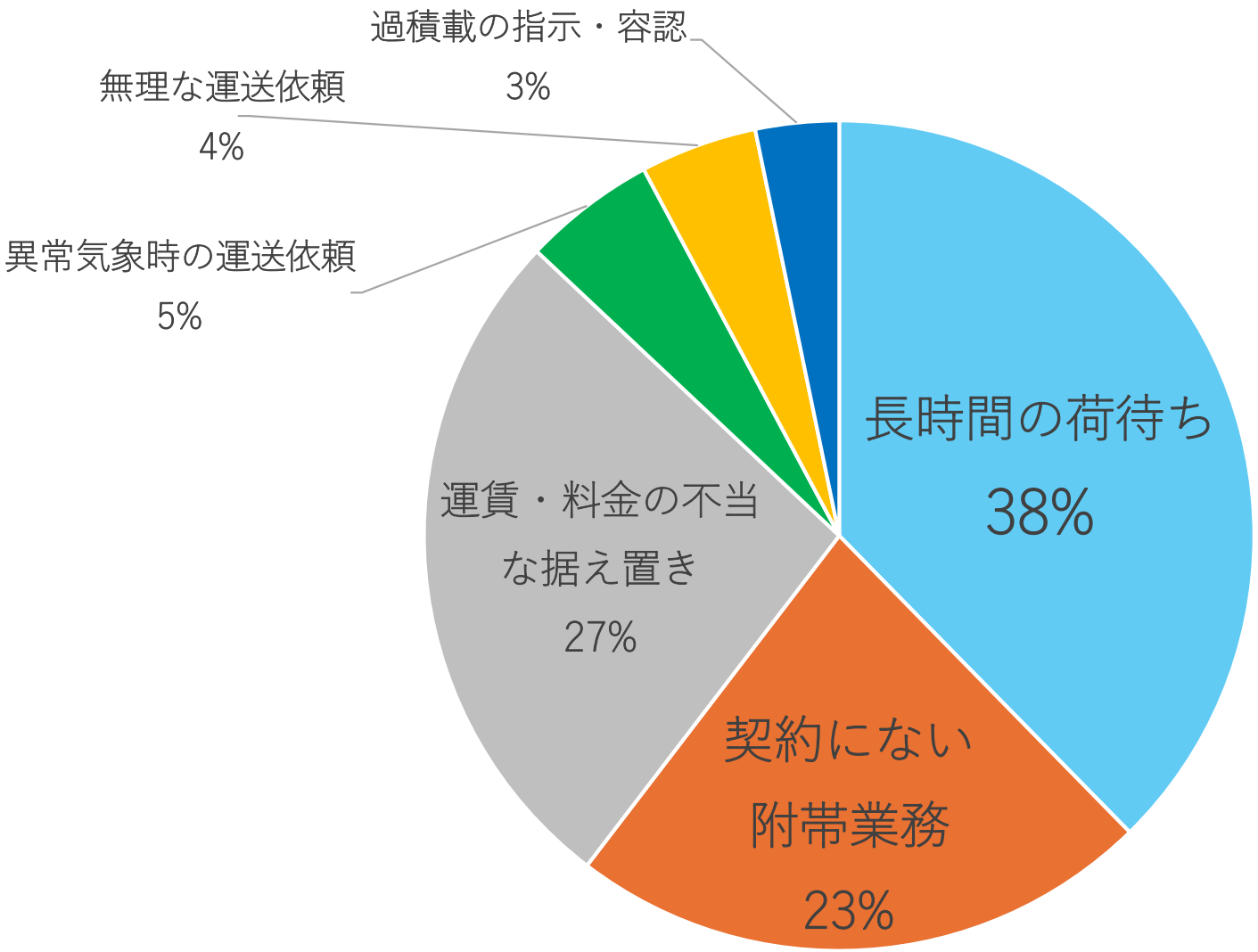


働きかけ・要請・勧告　実施件数の違反原因行為内訳

国土交通省

【福岡県】120件

違反原因行為別の内訳

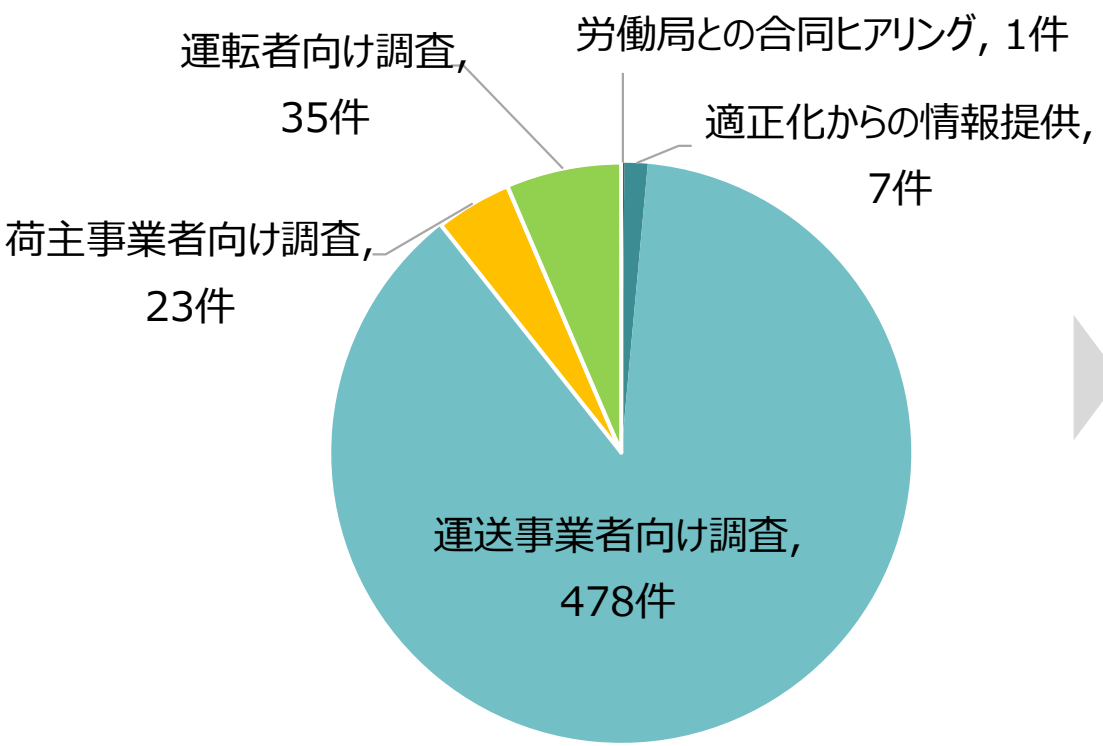


違反原因行為の情報収集・情報確認について

国土交通省

【福岡県】令和7年度の情報収集など活動実績

福岡運輸支局での調査実績（R7.4~R8.1末）**536件**



＜運送事業者向けの主な調査活動＞478件

- ●電話連絡
- ●事業者訪問
- ●事業者アンケート（運行管理者講習等）
- ●その他
- ➢適正化機関による巡回指導時の情報提供（7件）
- ➢福岡労働局との合同ヒアリング（1件）

＜荷主事業者向けの主な調査活動＞23件

- ●荷主パトロール

＜運転者向けの主な調査活動＞35件

- ●トラックドライバーヒアリング
- ➢福岡県トラック協会適正化事業実施機関と連携により、トラックドライバーヒアリングを実施。
 - ・R7.10.31 北九州トラックステーション（20件）
 - ・R8.11.18 基山パーキングエリア（15件）





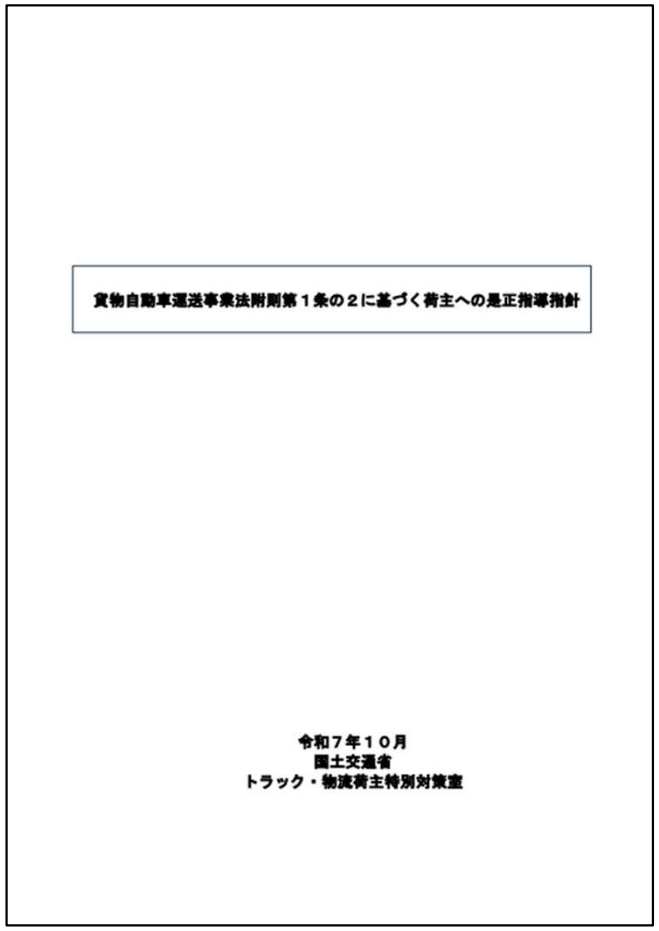
違反原因行為の情報提供先

- ●荷主等の違反原因行為の通報窓口（目安箱）
 - ・https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk4_000043.html
- ●電話による連絡先
 - ・福岡運輸支局　輸送部門　トラック担当Ｇメン　092－673－1191（ガイダンス１番）

是正指導指針の公表（R7.10.1）

国土交通省

・制定日　：令和7年10月1日
・制定趣旨：是正指導の基準・考え方等を定め公表することで、是正指導の透明性や公平性を確保し、トラック事業者・荷主からの理解・協力を得るため
・制定内容：違反原因行為の定義、是正指導の基準・内容・中止の申出、情報提供者への処理結果通知など



貨物自動車運送事業法附則第１条の２に基づく荷主への是正指導指針

令和７年１０月
国土交通省
トラック・物流荷主特別対策室

Ⅴ－2. 情報提供の方法及び処理結果通知等
（3）処理結果の通知
上記（1）の情報提供が本省Webサイトに設置する**専用**の投稿窓口により行われ、情報提供者の氏名又は名称、住所及び連絡先等の必要となる事項を記載した上で、**違反原因行為の具体的な事実を示しているものと確認**され、情報提供者がその処理結果の通知を希望している場合には、情報提供に係る事案について、どのような是正指導を行ったのか、あるいは行わなかったのかを情報提供者に通知するものとする。
この場合、情報提供者が貨物自動車運送事業者、倉庫業者又はその従業員である場合は、その事業者の住所を管轄する地方運輸局又は運輸支局（情報提供者がそれ以外の者である場合は、その者の住所を管轄する地方運輸局）から、別に定める様式例により、原則として情報提供のあった日から3か月以内に通知する。
なお、情報提供がトラック・物流Gメン又はGメン調査員に直接なされた場合には、**上記と同等の必要な事項が聴取できたものと確認**され、情報提供者が処理結果の通知を希望している場合には同様に処理結果通知を行うことができる。